



平成 27 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ティア
代表者名 代表取締役社長 富安 徳久
(コード：2485 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 常務取締役
経営企画室長 辻 耕平
(TEL 052-918-8254)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 18 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 29 条第 2 項(取締役の責任免除)および第 40 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、補欠役員の予選に関する規定の項数に変更されておりますので、現行定款第 33 条(監査役の任期)について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催予定日 平成 27 年 12 月 18 日(金)
定款一部変更のための効力発生予定日 平成 27 年 12 月 18 日(金)

以 上

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 会社法第 329 条第 <u>2</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第 329 条第 <u>3</u> 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

以 上